

浜長保険センター安全だより

令和元年 12月 10日

浜長保険センター 第 37号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571

12月

寒さもひとしお身に染みる師走の慌ただしい季節となりました。

皆様にはお元気でご活躍のこととお喜びを申し上げます。

来年は子年、一説には「寝ず身」(ねずみ)と言われ、危機管理能力を生かし人生を難なく歩んで行ける。環境への適応能力が高く、誰でも合わせられる意味があるそうです。お元気でお正月をお迎えください。



スマートフォンや携帯電話は、通話機能に加え、大変便利な機能を持つものになっています。運転中にスマートフォン等の画面を注視していたことに原因とする重大事故が増加傾向にあり、いわゆる運転中の「ながらスマホ」が12月1日から厳罰化されました。スマホ等の使用は極めて危険な行為ですので、絶対にやめましょう。

問 テレビ、新聞などで厳罰化になったと言われていますが、具体的にどのように厳しくなったのか？

答 運転中、携帯電話等を手で持って通話したり、画面を注視すると反則金と違反点数が大幅にアップしました。携帯電話使用等(保持)の場合と、携帯電話使用等(交通の危険)の二つの場合があります。

1 走行中、携帯電話等を手で持って通話したり、画像を注視すると次のとおり、概ね3倍アップになりました。

		改正前	改正後
罰則		5万円以下の罰金	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
違反点		1点	3点
反則金	大型	7,000円	25,000円
	普通	6,000円	18,000円
	二輪	6,000円	15,000円
	原付	5,000円	12,000円

2 携帯電話等を使用して自動車等を運転し、交通事故を起こすなどした場合、反則金ではなく刑事手続きになります。人身事故になった場合は、運転免許の**仮停止処分**(公安委員会の停止処分前に警察署長により**1か月以内に緊急的に停止**)の対象になります。

		改正前	改正後
罰則		3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
違反点		1点	6点
反則金	大型	12,000円	反則金が適用されず、 刑事手続きにより罰金
	普通	9,000円	
	二輪	7,000円	
	原付	6,000円	

3 道路交通法第71条第1項第5の5号 (運転者の遵守事項)

自動車又は原動機付自転車(以下「自動車等」という。)を運転する場合においては、当該自動車等が**停止しているときを除き**、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置(その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。)を**通話(傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。)**のために**使用し**、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された**画像を注視しないこと。**

【違反になるのは、①運転中に+②手で保持し+③使用又は画像注視という3つの行為を同時にした場合】

